

# 新潟県特別栽培農産物認証要領

制定 平成10年8月3日

最終改正 令和6年1月25日

(目的)

第1 この要領は、新潟県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）の第 19 の規定に基づき、認証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(栽培面積基準)

第2 要綱第3の(1) ただし書きに規定する認証対象農産物の栽培面積基準は、米及び大豆は1区画おおむね10アール、それ以外は1区画おおむね5アールとする。

(認証基準)

第3 要綱第4の(1)に規定する栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、次の業務を行わなければならない。

(1) 栽培責任者は、ほ場における 適切な生産及び出荷が行われるよう栽培管理又はその指導を行う。なお、申請者は、栽培責任者を兼ねることができる。

(2) 確認責任者は、栽培の 管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、以下の業務を行う。この確認責任者は、原則として栽培責任者と同一、又は同一経営体内の者でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であること。

ア 申請者が作成した栽培計画が、特別栽培農産物の栽培計画として適切であることを確認する。

イ 適時、生産ほ場の状況、栽培管理記録の記載状況、出荷状況、出荷記録の記載状況、表示の計画、認証マーク使用結果等を調査・確認するとともに、栽培責任者の指導を行う。また、申請者が申請する前までに必ず生産ほ場に赴き、生産ほ場の状況、栽培管理記録(計画)の記載状況を確認し、適正に行われていると判断した場合には、関係書類に確認の年月日、確認責任者の氏名を付記する。

ウ 表示票の作成、認証マークの管理・貼付等について、栽培責任者、申請者及び認証者を指導する。

(3) 精米責任者は、とう精施設において原料である玄米をとう精 又はその指導を行い、認証農産物の受払いや一般農産物との区分管理、認証マークの貼付を監督する。なお、申請者は精米責任者を兼ねることができる。

(4) 精米確認者は、とう精の 実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を調査する者であって、以下の業務を行う。この精米確認者は、原則として精米責任者と同一でなく、米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であること。

ア 認証された玄米のとう精が行われている期間中は原則として月1回以上とう精施設等に赴き、とう精記録(計画)、出荷記録(計画)、表示計画、認証マーク使用結果等を調査・確認し、精米責任者の指導を行う。また、申請者が申請する前までに必

ずとう精施設等を確認し、とう精が適正に行われると判断した場合には、関係書類に確認の年月日、精米確認者の氏名を付記する。

イ 表示票の作成、認証マークの管理・貼付等について精米責任者を指導する。

2 要綱第4の(3)アに規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、配合飼料製造業又は単体飼料製造業、パルプ製造業、樹脂製造業（パルプを原料として使用するものに限る。）、発酵工業、ゼラチン製造業（なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る）から発生する汚泥を原料として生産された肥料
- (2) 乾物の重量に対する百分率として、カドミウム含有量が0.0005%以下のものであること。

（県委員会の運営）

第4 要綱第5第1項に規定する県委員会は、学識経験者、消費者、生産者、流通関係者、市場関係者、農業団体職員のうちから知事が選任した者をもって構成する。

- 2 県委員会は、認証基準及び制度内容の検討を行い、必要と認めるときは現地調査等を行うものとする。
- 3 県委員会には委員長を置き、委員長は県委員会を代表し、その会務を総括する。
- 4 県委員会の委員長は、委員の互選により定めるものとする。
- 5 県委員会の事務局は、県農林水産部農産園芸課（以下「農産園芸課」という。）に置く。
- 6 県委員会に関する規約は、別に定める。

（認証の申請）

第5 要綱第6の規定により、申請することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 農業者及び農業法人
  - (2) 農業者が組織する団体
  - (3) 農業に関する課程を置く高等学校等
  - (4) 精米の認証においては、県内に精米施設を所有する者
- 2 要綱第6第1項に規定する申請書の様式は別記様式第1号とする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、要綱第6第2項に規定する精米申請者が申請する場合、及び精米認証を受けた者が新たな認証玄米の購入による追加申請をする場合の様式は別記様式第2号とする。
  - 4 要綱第6第1項に規定する認証の申請は、認証対象農産物に使用する化学肥料（化学合成由来の窒素成分を含むもの）及び節減対象農薬が確定してから行うものとする。ただし、米の場合は7月1日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに提出しなければならない。
  - 5 要綱第6第2項に規定する精米の認証の申請は、11月30日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに、認証玄米をとう精する精米施設の所在地を所管する地域振興局農林振興部長等に提出しなければならない。

なお、認証玄米の追加購入に伴う追加申請は、認証された年の翌年の6月末日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに、必要に応じて提出できるものとする。

6 前項による申請を受理した地域振興局農林振興部長等は、認証玄米の購入先に他の地域振興局管内の者が含まれている場合、申請書の写しを該当地域振興局農林振興部等へ送付するものとする。

(申請者等の責務)

第6 要綱第6第1項で規定する申請者の責務は次のとおりとする。

(1) 別記1に定める看板を作成し、特別栽培農産物の生産ほ場に設置しなければならない。

なお、同じ栽培方法のほ場を団地化している場合で、かつ生産ほ場の範囲を示した位置図を表示した場合は、看板を一括して設置し、ほ場ごとの設置を省略することができるものとする。

(2) 確認責任者から特別栽培農産物の栽培計画として適正であると判断された栽培計画に沿って栽培管理を行うとともに、新潟県特別栽培農産物認証要綱及び同要領並びに農薬取締法などの関係法令を遵守し、善良なる生産管理に努めなければならない。

なお、は種及び定植などの栽培管理を開始した時点（果樹及び茶の場合は前作終了後）を栽培開始とする。

(3) 認証の申請を行うまでに、生産ほ場において確認責任者から確認を受けなければならない。

(4) 栽培管理状況を随時記録するとともに、収穫後速やかに確認責任者に栽培管理記録（計画）を提出し、内容が適正であることの確認を受けなければならない。

2 要綱第6第2項で規定する精米申請者の責務は次のとおりとする。

(1) 特別栽培農産物のとう精開始前に、とう精記録（計画）を作成し、確認責任者から確認を受けなければならない。また、精米確認者からの確認を受けた計画に沿ってとう精及び出荷を行うとともに、新潟県特別栽培農産物認証要綱及び同要領並びに関係法令を遵守し、善良なとう精管理に努めなければならない。

(2) 精米認証の申請を行うまでに、とう精施設等において精米確認者から確認を受けなければならない。

(現地調査)

第7 要綱第8に規定する現地調査は、次の内容に留意して行うものとする。

- (1) ほ場に第6第1項(1)による看板が設置され、かつ慣行栽培と明確に区分されており、農薬散布等の周辺の影響を受けないほ場であること。
- (2) 栽培管理等が、栽培管理計画及びガイドラインに即したものであること。
- (3) 確認責任者及び精米確認者による確認が、適正に実行されていること。
- (4) 自ら精米を行う申請者及び精米申請者については精米施設を調査し、認証米とその他の米が区分可能であることが確認できること。

2 現地調査に当たっては、申請者、栽培責任者及び確認責任者が、加えて自ら精米を行う申請者については精米確認者が、調査に立ち会うものとし、現地調査者のほ場及び生産施設等への立ち入りを認め、また現地調査者の求めがあったときは、栽培管理記録等の必要な書類の提示及び説明をしなければならない。

また、現地調査者は必要に応じて、構成生産者の立ち会いを求めることができる。

- 3 精米申請者を対象にした現地調査については、申請者、精米責任者及び精米確認者が調査に立ち会うものとし、生産施設等への立ち入りを認め、また現地調査者の求めがあったときは、とう精記録等の必要な書類の提示及び説明をしなければならない。
- 4 地域振興局農林振興部長等は、必要に応じて無通告かつ不定期の現地調査を行うことができる。
- 5 要綱第 12 の認証後の立入調査は、前各項の規定を準用する。

(認証の決定)

- 第 8 地域振興局農林振興部長等は、申請内容の妥当性を審査し、認証の適否を判断することとする。これに際し、地域振興局農林振興部長等は、確認責任者に説明を求めることができる。
- 2 認証を行うときは、申請された農産物（精米の認証にあつては認証玄米）ごとに認証番号を付すこととする。
- 3 地域振興局農林振興部長等は、認証状況について農産園芸課長に報告するものとし、農産園芸課長は、認証状況について県委員会に報告するものとする。

(認証後の変更)

- 第 9 認証者は、要綱第 10 の変更が生じたときは、速やかに別記様式第 6 号を地域振興局農林振興部長等に提出し、承認を得なければならない。

(表示票)

- 第 10 要綱第 11 第 2 項に規定する表示票は別記 2 のとおりとし、袋又はダンボール箱等（以下「容器包装資材」という。）へ貼付等しなければならない。
- 2 ダンボール箱等で出荷され、店頭で個別に販売されるものについては、表示票を添付しなければならないものとする。
- 3 表示票の作成、貼付、添付等に係る経費は、作成者の負担とする。

(認証マークの表示)

- 第 11 要綱第 11 第 2 項に規定する認証マークは別記 3 のとおりとし、認証マークの規格及び表示方法は別記 4 によるものとする。
- 2 認証マークは、認証農産物または容器包装資材に貼付しなければならない。

(認証マークの管理)

- 第 12 認証者は、別記様式第 3 号により、指定する印刷業者（株式会社 DI Palette（旧株式会社第一印刷所））に認証通知の写しを添付して、要綱第 9 第 1 項に規定する認証マークの作成を申し込むことができる。
- 2 認証マークの規格及び枚数を変更する場合は、別記様式第 3 号の 2 により、地域振興局農林振興部長等へ申請し、承認を得なければならない。  
地域振興局農林振興部長等はその適否を判断し、適正と認められるときは、変更を許

可する旨を申請者に通知する。

- 3 認証マークの作成に係る経費は、作成者の負担とする。
- 4 認証者は認証マークの使用簿を作成し、実績報告時及び次年申請時に、正確な枚数が確認できるようにしなければならない。

(認証の取消し)

- 第 13 地域振興局農林振興部長等は、要綱第 13 第 2 項に規定する事項を確認し、認証の取消しが妥当であると判断したときは、認証者に認証の取消し及び認証マークの使用中止を通知する。この通知を受けた認証者は、認証マークを無償で地域振興局農林振興部長等へ提出するものとする。
- 2 地域振興局農林振興部長等は、前項の認証取消しについて農産園芸課長に報告するものとし、農産園芸課長は、認証取消しについて県委員会に報告するものとする。

(実績報告)

- 第 14 要綱第 14 に規定する実績報告は、別記様式第 4 号により、栽培管理記録等の関係書類を添付し、地域振興局農林振興部長等に提出しなければならない。  
また、精米申請に係る実績報告については、別記様式第 5 号により、とう精記録等の関係書類を添付し、地域振興局農林振興部長等に提出しなければならない。
- 2 前項により実績報告を受けた地域振興局農林振興部長等は、農産園芸課長に報告するものとし、農産園芸課長はこれを県委員会に報告するものとする。

(電子申請)

- 第 15 申請者及び認証者（以下「認証者等」という。）は、新潟県電子申請システム（以下「申請システム」という。）により要綱第 15 第 1 項に掲げる認証申請等及び要領第 12 第 2 項の認証マーク変更申請を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、申請システムにより提供する様式によるものとする。ただし、申請システムを使用する方法により事務手続きを行う場合において、本要領に基づき当該事務手続きに添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 地域振興局農林振興部長等は、前項の規定により申請等が行われた認証者等に対する通知及び承認については、認証者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請システムを使用する方法によることができる。
- 3 認証者等及び地域振興局農林振興部長等が前 2 項の規定により申請システムを使用する方法により申請等及び通知等を行う場合は、申請システムのサービス提供者が別に定める申請システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(残留農薬の分析)

- 第 16 要綱第 16 第 1 項に規定する残留農薬の分析に必要な認証農産物等の試料採取は、農産園芸課長の指示により地域振興局農林振興部長等が行うものとする。
- 2 前項の試料採取に当たっては、認証者は試料採取者に協力するものとし、当該農産物等を提供するものとする。

(書類等の保管)

第 17 認証者は、認証に係る文書及び記録等の関係書類を、認証のあった日から 3 年間保管しなければならない。

(情報の公開)

第 18 要綱第 17 に規定する情報の公開は、新潟県個人情報保護条例及び新潟県情報公開条例に基づくものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に生産登録済みの農産物については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要領に定める様式については、この要領の施行前に生産登録済み又は認証済みの農産物の実績報告まで使用することができるものとする。

別記1 生産ほ場看板

<u>新潟県特別栽培農産物生産ほ場</u>	
ほ 場 番 号	
ほ 場 面 積 ( a )	
特別栽培開始年月日	年            月            日
栽 培 責 任 者 名	

注1) 大きさは任意とするが、視認性の高いものとする。

注2) 「特別栽培開始年月日」欄には、当該ほ場において特別栽培農産物を生産するための栽培方法に改めた年月日を記入する。

注3) 複数ほ場を一括表示する場合は、全体位置図を併せて記載する。



## 認 証 マ ー ク

規格：大



規格：中



規格：小



### 別記 4 認証マークの規格及び表示方法

規格		表示方法
大	縦120mm×横80mm	米袋等の大きな袋や、ダンボール箱等の大きな箱等シールを貼付する。
中	縦 63mm×横40mm	小袋、小型容器等にシールを貼付する。
小	縦 33mm×横20mm	個々の農産物に直接シールを貼付または結束テープ等にシールを貼付する。

## 新潟県特別栽培農産物 認証申請書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

申請者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
電話番号  
メールアドレス  
(FAX番号)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第6第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、同要綱第4の(2)に規定する栽培方法等の情報開示に同意するとともに、認証を受けるに当たっては、同要綱及び新潟県特別栽培農産物認証要領並びに農薬取締法などの関係法令を遵守します。

また、同要綱第4の(5)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、また、これらの者と社会的に非難されるような関係はないことを誓約します。

## 記

## 1 申請に係る関係者

	氏名	住所	電話番号
栽培責任者			
確認責任者			
精米責任者注1)			
精米確認者注1)			

## 2 申請する農産物等の概要

農産物名	構成生産者名 注2)	構成生産者住所 注2)	面積(a) (ほ場数)	出荷予定量 (kg) 注3)	マークの 規格・数量 (枚) 注4)	現有マークの 規格・数量 (枚)
			( )	玄米 精米 他	大 中 小 計	大 中 小 計

注 1) 精米責任者及び精米確認者は、申請が精米を認証対象とする時のみ記入する。

2) 構成生産者名及び構成生産者住所は、申請が団体の時のみ記入する。

行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

3) 「出荷予定量」欄は、米においては「玄米」「精米」の別に記入する。

4) 「マークの規格・数量」欄は、現有認証マークの数量にかかわらず、使用を希望する数量を記載する。

マークの使用予定がない場合は、この計を0とすること。

添付書類 ・ 確認責任者チェック表(別紙1) ・ 精米確認者チェック表(別紙2) ・ ほ場一覧(別紙3)  
・ 栽培管理記録(計画)(別紙4) ・ 出荷記録(計画)(別紙5) ・ とう精記録(計画)(別紙6)  
・ 使用する化学肥料について化学合成由来の窒素量が確認できる書類

## 新潟県特別栽培農産物 精米認証(追加)申請書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様精米申請者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
電話番号  
メールアドレス  
(FAX番号)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。  
なお、認証を受けるに当たっては、同要綱及び新潟県特別栽培農産物認証要領を遵守します。  
また、同要綱第4の(5)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、また、これらの者と社会的に非難されるような関係はないことを誓約します。

## 記

## 1 申請に係る関係者

	氏名	住所	電話番号
精米責任者			
精米確認者			

## 2 申請する精米等の概要

玄米購入先名 注1)	玄米購入先住所	認証番号	玄米 購入予定量 (kg)	精米 販売予定量 (kg)	マークの 規格・数量 (枚)注2)	現有マークの 規格・数量 (枚)
					大 中 小	—
					大 中 小	—
					大 中 小	—
合計	—	—			大 中 小 計	大 中 小 計

注1) 玄米購入先ごとに小計を記入する。

注2) 「マークの規格・数量」欄は、現有認証マークの数量にかかわらず、使用を希望する数量を記載する。  
マークの使用予定がない場合は、この計を0とすること。

- 添付書類 ・ 精米確認者チェック表(別紙2)
- 
- ・
- 出荷記録(計画)
- (別紙5)
- 
- ・
- とう精記録(計画)
- (別紙6)

## 新潟県特別栽培農産物 認証マーク作成依頼書

令和 年 月 日

株式会社DI Palette 様

認証者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)  
住所(所在地)  
電話番号  
**携帯電話番**  
メールアドレス  
(FAX番号)

新潟県特別栽培農産物認証要領第12に基づき、認証マークを下記のとおり作成したいので、別紙のとおり認証通知書の写しを添えて申し込みます。

記

(単位:枚数)

申し込み希望枚数③				依頼済み枚数 注1)
大	中	小	計	

## 【計算方法】

認証枚数① × 1.1 - 現有枚数② = 購入可能枚数 ≥ 申し込み希望枚数③

※中及び小規格については、10枚単位での申し込みとすること。(原則として10枚未満は切り捨て)

## 【参考】

	認証マークの規格			
	大	中	小	計
認証農産物に係る 認証マークの枚数① 注2)				
①×1.1 (1割増し)				
現有する認証マーク の枚数② 注3)				
差引(①×1.1- ②)(購入可能枚数)				

注 1) 2回目以降の依頼の場合、「依頼済み枚数」欄に、前回までに依頼済みの枚数を記入する。

2) 認証通知書(「マークの規格・数量」欄)記載の枚数を記入すること。

3) 認証通知書(「現有マークの規格・数量」欄)記載の枚数又は現時点の現有マーク数を記入する。

※ 現時点の現有マーク数量を記入した場合は、**株式会社DI Paletteが確認のため連絡する場合がある。**

## 添付資料

・ 認証通知書の写し

## 新潟県特別栽培農産物 認証マーク変更申請書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

認証者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)

特別栽培農産物認証マークについて、下記のとおり変更申請します。

記

認証番号	農産物名	出荷 予定量 (kg) 注1)	出荷単位 注1)	認証マーク枚数			理由
				認証済枚数 注2)	追加枚数 注3)	変更後枚数	
		<input type="checkbox"/> 変更あり 変更前	<input type="checkbox"/> 変更あり 変更前	大			
				中			
				小			
		<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更なし	計			

注 1) 出荷予定量及び出荷単位は変更の有無を該当部分(□)にチェックする。変更がある場合は、変更前後の数値を記入する。

2) 認証済枚数の欄は「新潟県特別栽培農産物 認証通知書」に記載されている枚数を記入する。

3) 認証マークの大きさの変更のみの場合は、追加枚数の欄の記入は不要である。

## 新潟県特別栽培農産物認証 実績報告書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

認証者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第14の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

認証番号	農産物名	面積(a) (ほ場数)	出荷量(kg)	マークの 規格・数量(枚)
			玄米	大
			精米	中
			他	小
		( )		計

注 1) 「出荷量」欄は、米においては「玄米」「精米」の別に記入する。

添付書類

- ・ 確認責任者チェック表(別紙1)
- ・ 精米確認者チェック表(別紙2)
- ・ 栽培管理記録(計画)(別紙4)
- ・ 出荷記録(計画)(別紙5)
- ・ とう精記録(計画)(別紙6)
- ・ 認証マーク使用結果(別紙7)

## 新潟県特別栽培農産物(精米)認証実績報告書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

認証者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第14の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

精米 認証番号	玄米 認証番号	玄米購入先名 (認証者名)	玄米購入量(kg)	精米販売量(kg)	マークの 規格・数量(枚)
					大 中 小
					大 中 小
					大 中 小
合計	—	—			大 中 小 計

注 1) 精米認証番号ごとに小計を記入する。

注 2) 玄米の記載欄が不足する場合は、適宜行を追加すること。

添付書類

- ・ 精米確認者チェック表(別紙2)
- ・ 出荷記録(計画)(別紙5)
- ・ とう精記録(計画)(別紙6)
- ・ 認証マーク使用結果(別紙7)

新潟県特別栽培農産物 認証後変更承認申請書

令和 年 月 日

地域振興局農林水産(農業)振興部長 様

認証者 氏名(団体名)  
(代表者氏名)

新潟県特別栽培農産物認証要綱第10の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由

注 変更後の内容を反映した申請書の添付書類を添付すること。

## 確認責任者チェック表

確認責任者名:

生産者名	年 度
	令和 年

チェック項目	チェック欄
1 計画作成時(栽培開始前)	
確認責任者は栽培責任者と同一、又は同一経営体内の者でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であるか	
肥料(化学合成由来の窒素成分を含まないもの)及び節減対象外の農薬を使用する場合、それらを含む栽培計画は適切か	
栽培管理記録(計画)の記載や添付資料に漏れはないか	
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)使用量の算定根拠は明確か	
農薬は栽培する作物に適用があるか	
農薬の使用目的及び成分名は正しく記載されているか	
化学肥料(化学合成由来の窒素成分を含むもの)の使用量及び節減対象農薬の使用回数は県認証基準以下か	
特別栽培農産物を生産する場合は、一般栽培のほ場と区別することが可能か	
確認責任者による栽培管理の調査が随時可能か	
出荷計画は収穫予定量に応じて作成されているか	
2 申請時	
ほ場には看板が設置されていたか	
作業記録について、生産者の記帳等により確認したか	
肥料及び農薬の使用状況について、生産者の記帳・伝票等により確認したか	
計画作成時の栽培管理記録(計画)から肥料及び農薬の使用状況に変更はないか	
変更があった場合、栽培管理記録(計画)に反映されているか	
認証農産物に表示する予定の表示票の記載内容は適切か	
認証マークは適切に管理されているか(現有マークがある場合)	
認証マークの必要見込み数は適切か	
3 実績報告時	
申請時の栽培管理記録(計画)から肥料及び農薬の使用状況に変更はないか	
変更があった場合、適切な手続がとられているか	
出荷記録(計画)の内容について、生産者の記帳等により確認したか	
認証農産物に表示した表示票の記載内容は適切か	
認証マークは適切に管理されているか	

- 注 1) 団体で申請する場合は、このチェック表を生産者ごとに作成すること。  
 2) チェック項目に従って確認し、是正が必要な場合は速やかに生産者等に対し改善指導を行うこと。  
 3) このチェック表の原本は、確認責任者が保管するものとし、写しを添付書類として県に提出する。  
 4) 申請時、実績報告時にそれぞれの段階まで確認したものを提出する。

## 精米確認者チェック表

精米確認者名：

<u>精米責任者名</u>	年 度
	令和 年

チェック項目	チェック欄
<b>1 申請時</b>	
精米確認者は精米責任者と同一でなく、米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であるか	
どう精記録(計画)は認証米の収穫 <u>予定量</u> 又は出荷 <u>予定量</u> に合っているか	
どう精施設は認証米 <u>とそれ以外の米について</u> 明確に区分した管理が可能か	
精米確認者による調査は随時可能か	
認証米に表示する予定の表示票の記載内容は適切か	
認証マークは適切に管理されているか(現有マークがある場合)	
認証マークの必要見込み数は適切か	
<b>2 実績報告時</b>	
どう精施設の管理は適正に行われていたか	
どう精記録(計画)は出荷記録・生産者の記帳等と整合しているか	
認証農産物に表示した表示票の記載内容は適切か	
認証マークは適切に管理されているか	

- 注 1) チェック項目に従って確認し、是正が必要な場合は速やかに精米責任者等に対し改善指導を行うこと。
- 2) このチェック表の原本は、確認責任者が保管するものとし、写しを添付書類として県に提出する。
- 3) 申請時、実績報告時にそれぞれの段階まで確認したものを提出する。

## ほ場一覧

生産者名

ほ場 番号	所在地(地番まで記載)	ほ場面積(a)	備考(品種等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
合計			

注 1) 団体で申請する場合は、生産者ごとに作成すること。

2) 行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

## 別紙4

令和 年

## 栽培管理記録(計画)

申請者 ※住所、電話番号はホームページ公開希望者のみ記載	認証番号
氏名 TEL	
住所	

生産者氏名		栽培責任者氏名			
農産物名(品種)[作型]		ほ場番号			
栽培面積(a)					
作業記録	前作収穫終了	は種	耕起	定植(田植え)	収穫
	月 年 旬	月 旬 ~ 月 旬	月 旬 ~ 月 旬	月 旬 ~ 月 旬	月 旬 ~ 月 旬

区分	使用目的	化学肥料の商品名 (化学合成由来の窒素成分を含むもの)	使用時期 (月・旬)	使用量 (kg・% <sup>10</sup> /10a)	うち化学合成由来 窒素量(kg/10a)
育苗期	床土培土追肥		月 旬		
			月 旬		
本田・本畑	土づくり		月 旬		
			月 旬		
	基肥		月 旬		
			月 旬		
	追肥		月 旬		
			月 旬		

特別栽培農産物使用基準  
kg/10a以下

化学肥料使用量  
(窒素成分)  
kg/10a

区分	使用目的	農薬名 (節減対象農薬(成分)を含むもの)	成分名①	成分名②	使用時期 (月・旬)	節減対象農薬 使用(成分)回数
			成分名③	成分名④		
種子消毒	殺菌				月 旬	
	殺菌				月 旬	
育苗期					月 旬	
					月 旬	
本田・本畑					月 旬	
					月 旬	
					月 旬	
					月 旬	

特別栽培農産物使用基準  
回以下

節減対象農薬  
使用(成分)回数  
回

確認責任者氏名	計画時の確認日	申請前現地確認日	収穫終了後の確認日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

## 別紙4(一部の果菜用)

令和 年

## 栽培管理記録(計画)

申請者 ※住所、電話番号はホームページ公開希望者のみ記載	認証番号
氏名 TEL	
住所	

生産者氏名		栽培責任者氏名			
農産物名(品種)[作型]		ほ場番号		栽培面積(a)	
作業記録	前作収穫終了	は種	耕起	定植	収穫
	月 年 旬	月 旬~ 月 旬	月 旬~ 月 旬	月 旬~ 月 旬	月 旬~ 月 旬

区分	使用目的	化学肥料の商品名 (化学合成由来の窒素成分を含むもの)	使用時期 (月・旬)	使用量 (kg・% <sup>10</sup> /10a)	うち化学合成由来 窒素量(kg/10a)
育苗期	床土		月 旬		
	培土		月 旬		
本畑	土づくり		月 旬		
			月 旬		
	基肥		月 旬		
			月 旬		
	追肥		月 旬		
			月 旬		

特別栽培農産物使用基準

kg/10a以下

化学肥料使用量  
(窒素成分)

kg/10a

区分	使用目的	農薬名 (節減対象農薬(成分)を含むもの)	成分名①	成分名②	使用時期 (月・旬)	節減対象農薬 使用(成分)回数
			成分名③	成分名④		
種子消毒	殺菌				月 旬	
	殺菌				月 旬	
育苗期					月 旬	
					月 旬	
本畑					月 旬	
					月 旬	
					月 旬	
					月 旬	

特別栽培農産物使用基準

育苗期

回

本畑月

回以下

節減対象農薬使用(成分)回数

育苗期

回

本畑月

回以下

確認責任者氏名	計画時の確認日	申請前の現地確認日	収穫終了後の確認日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

## 令和 年 出荷記録(計画)

申請者名(認証者名)

内容確認欄 ※申請前に記載する
令和 年 月 日 確認責任者名

## 1 農産物等

農産物名(品種)[作型]	ほ場番号	収穫面積(a)	収穫(予定)量(kg)

## 2 出荷期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 3 出荷量等

出荷先	出荷形態	出荷単位(kg)	出荷数(個数)	出荷(予定)量(kg)
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
	玄米・精米			
合計	—	—		玄米 精米 他

※ 出荷形態は、米を認証対象とする場合にいずれかを選択する。



## 認証マーク使用結果

認証番号	認証マーク枚数							
	規格	前回認証 の残枚数 ①	今回の 購入枚数 ②	使用枚数 (貼付枚数) ③	貼付誤り等 破棄枚数 ④ 注1)	計 ⑤ (③+④) 注2)	自己で破棄 する枚数 ⑥ 注3)	残枚数 (①+② -⑤-⑥)
	大							
	中							
	小							
	計							

- 注 1) 「貼付誤り等破棄枚数」は、貼付誤り、汚れなどにより使用できなかった枚数。
- 2) 「計」の枚数を認証実績報告書の「マークの規格・数量(枚)」欄に記入する。
- 3) 「自己で破棄する枚数」は、次年申請の予定がなく自己の責任において破棄する枚数。